

議案第 9 5 号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第 2 4 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 1 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの ア・イ [略] ウ 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に掲げる寄	（寄附金税額控除） 第 2 4 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 1 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの ア・イ [略] ウ 所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定

附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの

(2) [略]

2・3 [略]

第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

附 則

寄附金とみなされるもののうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの

(2) [略]

2・3 [略]

第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第10条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	7分の6
法附則第15条第25項第3号	[略]
法附則第15条第25項第4号	[略]
法附則第15条第28項	[略]
法附則第15条第32項	[略]
法附則第15条第37項	[略]
法附則第15条第38項	2分の1
法附則第15条第41項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
[略]	

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	[略]
法附則第15条第25項第3号	[略]
法附則第15条第28項	[略]
法附則第15条第32項	2分の1
法附則第15条第33項	[略]
法附則第15条第38項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
法附則第15条第43項	[略]
[略]	

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 附則第 18 条の 2 及び第 54 条の改正並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定 公布の日

(2) 第 63 条の改正 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 24 条の 2 第 1 項の改正、附則第 10 条の 2 を削る改正及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 3 号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例第 24 条の 2 第 1 項（第 1 号ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号ウ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の

日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。